

工場立地法に基づく 特定工場届出の手引き

一関市商工労働部工業労政課工業係

目次

1. 工場立地法の概要	
1-1. 目的	1
1-2. 工場立地に係る条件	1
1-3. 届出手続き	4
1-4. 団地特例	6
2. 用語の解説	
2-1. 生産施設	8
2-2. 緑地	12
2-3. 緑地以外の環境施設	14
3. 様式集	

1. 工場立地法の概要

1-1. 目的

工場立地法は、工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるように定められるものであり、一定規模以上の工場を新設・増設・変更する事業者に対して届出義務を課しています。

1-2. 工場立地に係る条件

■ 届出対象工場（特定工場）

- ・ 業 種： 製造業、電気・ガス・熱供給者（水力、地熱、太陽光発電所除く）
- ・ 規 模： 敷地面積、9,000 m²以上または建築面積 3,000 m²以上

※ 新設・変更の届け出は工場着工の 90 日前まで（短縮申請の場合、30 日まで）

■ 敷地面積に対する生産施設、環境施設、緑地の面積率

生産施設	30%～65%以下（業種により異なる）
環境施設	25%以上（全国一律）
	工場立地特例対象区域 ※ 15%以上（工業地域、工業専用地域） 20%以上（その他の地域）
うち緑地	20%以上（全国一律）
	工場立地特例対象区域 ※ 10%以上（工業地域、工業専用地域） 15%以上（その他の地域）

※工場立地特例対象区域

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 4 条第 6 項の規定による同意を得た同条第 1 項の基本計画（同法第 5 条第 1 項または第 2 項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）において定められた同法第 9 条第 1 項に規定する区域。

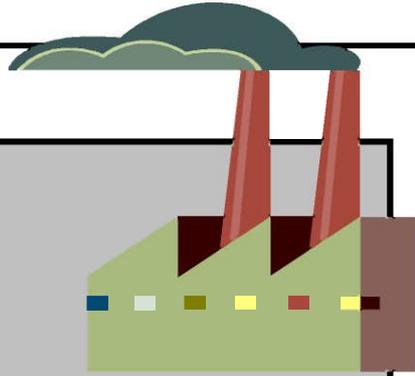
平成 29 年 6 月 2 日公布の企業立地促進法の一部を改正する法律により、企業立地促進法の「同意企業立地重点促進区域」から変更となったもので、当市では対象区域の範囲及び市の条例で定めている準則の面積率に変更はありません。

■ 工場立地に関する準則における工場敷地利用の考え方

工場敷地

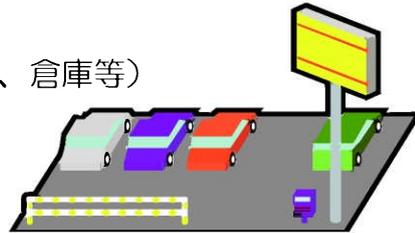
○「生産施設」の面積の割合

- ・全国一律 30 ~ 65% 以下
(P3 表「業種別生産施設面積率」参照)



○ その他の施設（駐車場、事務所、研究所、倉庫等）

に関する規制はありません。



○敷地面積に対する緑地を含む「環境施設」の面積割合

※環境施設の定義については P14 参照

- ・全国一律 25% 以上

※工場立地特例対象区域

15% 以上（工業専用地域及び工業地域）

20% 以上（その他の地域）



○敷地面積に対する「緑地」の面積の割合

※緑地の定義については P12 参照

- ・全国一律 20% 以上

※工場立地特例対象区域

10% 以上（工業専用地域及び工業地域）

15% 以上（その他の地域）



環境施設の配置

→ 敷地面積の 15%以上の環境施設を敷地周辺部に設置しなければならない

■ 業種別生産施設面積率

[準則別表第1]

業種の区分		敷地面積に対する 生産施設の面積の割合
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業 石油精製業 コークス製造業 ボイラ・原動機製造業	30%
第2種	伸鉄業	40%
第3種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	45%
第4種	鋼管製造業 電気供給業	50%
第5種	でんぷん製造業 冷間ロール成型形鋼製造業	55%
第6種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（精油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。） 高炉による製鉄業	60%
第7種	その他の製造業 ガス供給業 熱供給業	65%

※ 以下の9業種については、平成27年5月25日より生産施設面積が65%に緩和されています。

- ・ 製材業、木製品製造業（一般製材業を除く。）
- ・ 造作材・合板・建築用組立材料製造業（繊維板製造業を除く。）
- ・ 非鉄金属鋳物製造業
- ・ 一般製材業
- ・ 農業用機械製造業（農業用器具製造業を除く。）
- ・ 繊維機械製造業
- ・ 建設機械・鉱山機械製造業
- ・ 冷凍機・温湿調整装置製造業
- ・ 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）

1-3. 届出手続き

敷地面積が 9,000 m²以上又は建築物の建築面積の合計が 3,000 m²以上の工場(特定工場)については、市に届出が必要です。

※ 特定工場は法律の施行時点により、次の2種類に分類されます。

- ・ 新設工場:昭和 49 年 6 月 29 日以降に設置された工場
- ・ 既存工場:昭和 49 年 6 月 28 日以前に既に設置されていた工場(工事中のものを含む)

■ 届出が必要な場合

	事 案	届出の種類	届出期限
①	特定工場の新設(敷地面積若しくは建築面積の増加又は用途の変更により特定工場となる場合を含む。)	新設届 (法第6条第1項)	着工前 90 日 (短縮届により短縮可)
②	特定工場の敷地面積、建築面積、生産施設面積、緑地面積、環境施設面積等の変更(軽微な変更を除く。)	変更届 (法第8条第1項)	
③	政令の改廃により新たに特定工場となった既存工場が最初に行う②に掲げる変更(軽微な変更を除く)	変更届 (法第7条第1項)	
④	既存工場が法施行後最初に行う②に掲げる変更(軽微な変更を除く。)	変更届 (一部改正法附則第3条第1項)	
⑤	届出者の氏名、住所の変更及び工場の名称、所在地を変更する場合	氏名変更届 (法第12条第1項)	事実発生後、 遅滞なく
⑥	譲受、合併等による地位の継承を行う場合	承継届 (法第13条第1項)	
⑦	特定工場を廃止する場合	廃止届	

■ 届出が不要な場合(軽微な変更)

①	生産施設の増設、緑地、環境施設の面積の減少を伴わない建築面積の変更(事務所、倉庫等)
②	生産施設の修繕を行う場合で、当該修繕に伴い増加する面積の合計が 30 m ² 未満のとき
③	生産施設の撤去のみを行う場合
④	緑地又は緑地以外の環境施設の増設のみを行う場合
⑤	緑地又は緑地以外の環境施設の移設であって、当該移設によりそれぞれの面積の減少を伴わないもの(周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼす恐れがないものに限る。)
⑥	緑地の削減によるその面積の変更であって、当該削減によって減少する面積の合計が 10 m ² 以下のもの(保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る。)

■届出に必要な書類について

●新設・変更

着工前 90 日前までに下記書類を提出してください。

書類の名称	備 考	新設	変更
様式 B (特定工場新設 (変更) 届出及び実施制限期間の短縮申請書 (一般用)) 【又は様式第 1 (特定工場新設 (変更) 届出書 (一般用))】	代理人が届け出る場合は、委任状を添付	○	○
別紙 1 (特定工場における生産施設の面積)		○	☆
別紙 2 (特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置)		○	☆
別紙 3 (工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置)	工業団地特例を申請する場合	△	△
別紙 4 (隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用)	工業集合地特例を申請する場合	△	△
様式例第 1 (事業概要説明書)		○	○
様式例第 2 (生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図)	図面は別添とする。	○	○
様式例第 3 (特定工場用地利用状況説明書)	図面は別添とする。	○	○
様式例第 4 (特定工場の新設等のための工事の日程)		○	○

「☆」は当該届出において変更がある場合に、「△」は該当する場合に、それぞれ提出。

●その他の届出

いずれも事後の届出となります。様式、留意点は次のとおり。

書類の名称	留 意 点
様式第 3 (氏名 (名称、住所) 変更届出書)	法人の代表者の変更や工場名称の変更は不要
様式第 4 (特定工場承継届出書)	特定工場の一部を承継した場合は新設の届出、自社に隣接する特定工場を承継した場合は新設又は変更の届出になること。
特定工場廃止届書	移譲項目には無いものであるが、工場閉鎖等の事態に至った場合は提出を求めることとされており、関連事務であること。

1-4. 工業団地特例

工業団地特例とは、分譲前に特例適用の申し出があった先行造成工業団地について、工業団地の共通施設として適切に配置された緑地等がある場合に、各工場等の敷地面積に応じて比例配分し、各工場の敷地面積、緑地面積及び環境施設面積に加算する特例です。

■面積算定式

●敷地面積

$$= \text{当該工場等の敷地面積} + \text{工業団地共通施設の面積} \times \frac{\text{当該工場等の敷地面積}}{\text{工場団地内の全工場または全事業場の敷地面積の合計}}$$

●緑地面積

$$= \text{当該工場等の緑地面積} + \text{工業団地共通施設のうち緑地面積} \times \frac{\text{当該工場等の敷地面積}}{\text{工場団地内の全工場または全事業場の敷地面積の合計}}$$

●環境施設面積

$$= \text{当該工場等の環境施設面積} + \text{工業団地共通施設のうち環境施設面積} \times \frac{\text{当該工場等の敷地面積}}{\text{工場団地内の全工場または全事業場の敷地面積の合計}}$$

※ 工業団地共通施設とは、工業団地内の次に挙げる施設です。

- ・ 緑地及び緑地以外の環境施設
- ・ 排水施設、工業団地管理事務所、集会所、駐車場その他これらに類する施設の敷地

※ 団地特例制度適用工業団地

団地名	所在市町	団地名	所在市町
盛岡工業団地	盛岡市	二戸地区拠点工業団地	二戸市
一関東工業団地	一関市	北上南部工業団地	北上市
江刺中核工業団地	奥州市	江刺フロンティアパーク	奥州市
岩手中部工業団地	金ヶ崎町	一関東第二工業団地	一関市
花巻第二工業団地	花巻市	飯豊西部中小企業工業団地	北上市
北上流通基地	北上市	一戸インター工業団地	一戸町
久慈地区拠点工業団地	久慈市		

■工場立地に関する準則における工業団地特例の考え方



面積率を計算する際に用いる面積

A工場の実際の敷地面積

工業団地内の共通施設面積を工場の敷地面積に合わせ案分し、加算します。

$$A \text{ の敷地面積} = A + (R + U + T) \times \frac{A}{A + B + C}$$

→ 工場敷地面積の増加
(生産施設の面積割合の緩和)

$$A \text{ の緑地面積} = R_A + R \times \frac{A}{A + B + C}$$

→ 緑地面積の増加
(面積率計算の際に用います)

A工場独自の緑地面積

$$A \text{ の環境施設面積} = (U_A + R_A) + (R + U) \times \frac{A}{A + B + C}$$

→ 環境施設面積の増加
(面積率計算の際に用います)

A工場独自の環境施設面積

2. 用語の解説

2-1. 生産施設

■定 義（規則第2条）

1. 製造業における物品の製造工程(加工修理工程を含む。)、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程を形成する機械又は装置(次号において「製造工程等形成施設」という。)が設置される建築物
2. 製造工程等形成施設で前号の建築物の外に設置されるもの(製造工程等形成施設の主要な部分に係る附帯施設であり周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないことが特に認められるものを除く。)

■事 例

事 例	生産施設とする	生産施設としない
事務所、研究所、食堂等		「事務所、研究所、食堂等」で独立の建築物
倉庫関連施設	<p>半製品又は中間製品のタンク・倉庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造の単位としての工程を形成する一連の機械又は装置が設置されている独立の区画に属する場合 ・工場建屋の中に含まれる場合 <p>※ある工場における半製品又は中間製品とは、当該工場における最終の製品に至るまでの製造工程の途中段階までに製造されるものをいうが、そのものの大半が販売品として、又は、系列会社等の原料として出荷される場合は当該工場における製品とみなし、半製品又は中間製品とはしないものとする。</p>	<p>倉庫、置場</p> <p>もっぱら貯蔵の用に供する独立した施設</p> <p>倉庫又は置場に付随した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料の仕分け施設 ・納入品の検査所 ・原材料又は最終の製品の抜取検査施設 ・計量施設 <p>半製品又は中間製品のタンク・倉庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料又は最終の製品のタンクヤード内の一部に設置されているもの ・独立した倉庫内におかれている場合 <p>タンク付随施設</p> <p>生産施設でない貯蔵タンクに付属した加熱装置</p>
出荷・輸送関連施設	生産工程の一環としての製品の包装、荷造(梱包)を継続して行う施設	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫、置場に付随して最終の製品を出荷するための施設 ・屋外ベルトコンベヤー、輸送用配管等もっぱら輸送の用に供する施設
用役施設(受変電施設及び用水施設を除く。)	<p>自家発電施設</p> <p>ボイラー(純水製造設備を含む。)</p> <p>コンプレッサー</p> <p>酸素製造施設</p> <p>熱交換器</p> <p>整流器等</p> <p>製造工程等の用に一部共用される用役施設(ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等)</p> <p>工場建屋内の空気調節施設</p>	<p>受変電施設</p> <p>例) 変電所、開閉所、受電施設等</p> <p>用水施設</p> <p>例) 工業用水の取水・貯水施設、冷水塔、排水施設</p> <p>用役施設だが、製造工程以外にもっぱら供されているもの</p> <p>例) 事務所用の空気調節施設(ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等)</p> <p>出荷施設や用水施設用の用役施設(コンプレッサー、ポンプ等)</p>
事 例	生産施設とする	生産施設としない

煙突煙道等排煙施設		煙突煙道等排煙施設(排水施設に準ずる。)
検査所(試験室)	生産工程の一環として行われる検査所、試験室	独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所、試験室
修理工場	製造・加工と修理を合わせて行う修理工場 例) 治工具を製造し、合わせて生産施設の修理をする工場建屋 金型製造と修理を合わせて行う工場建屋等	部品の取替え等によって、自らの工場等の生産施設の修理のみを行う修理工場
公害防止施設	公害防止施設(有用成分の回収又は副産品の生産を行う施設) 例) 重油脱硫施設 生産工程に完全に組み込まれ、原材料の回収や副産品の製品化を経常的にを行い、それがその業界の製造方法における常態となっている施設 例) クラフトパルプ製造工程における黒液燃焼装置 非鉄金属製錬業における硫酸回収施設 ガス製造工程におけるコークスガラスの脱硫装置 高炉ガスからのアンモニア回収施設 製鉄工場、金属製品工場における廃酸、廃アルカリ回収施設	公害防止施設(自工場における排出物を処理するための施設) 有用成分の回収又は副産品の生産を行う場合で次の2点を満たすこと。 ① 当該有用成分を廃棄することにより公害を生ずる恐れがあると認められること。 ② 当該有用成分を原材料にして使用するための加工等を行うことにより、他から購入するのに比べ、明らかに継続して損失が生じると認められること。 有用成分を製品化する場合で次の2点を満たすこと。 ① 当該有用成分を廃棄することにより公害を生ずる恐れがあると認められること。 ② 当該有用成分を製品化して販売することにより、単に廃棄することに比べ、明らかに継続して損失が生じると認められること。 例) 発電所における排煙脱硫施設 サルファイドパルプ製造工場における蒸留廃液濃縮燃焼装置 アルコール製造工場における蒸留廃液濃縮燃焼装置 工場からのばい煙又は粉塵の防除を行うための集塵施設で、有用成分の回収を行わないもの 有用成分の回収を行わない、排水処理施設(排水処理施設の水を再度循環利用する場合を含む。)
休廃止施設	一時的な遊休施設 廃止された施設で撤去されない施設	
試作プラント	試作のための施設の規模性能からみて、実稼働プラントに移行する可能性のあるもの又は当該試作品を販売する場合	試作品、開拓品等を製造、研究する施設
地下に設置される施設		地下に埋設される施設や地下室に設置される施設
コントロールハウス	生産機能の集中制御のための建物	
副資材製造工場等	・製品出荷のための梱包材を製造する工場建屋 ・鋳物用木型又は金型を製造する工場建屋 ・工場の自家用の生産用危機、工具等を製造する工場建屋	

事例	生産施設とする	生産施設としない
屋外作業場	当該作業場内の生産の用に供する機械又は装置(作業定盤及びクレーンを除く。)	屋外作業場

混合、調合施設	生産工程の一環として製品又は半製品を製造するための加工行為であるもの 例) 農薬の混合の施設 無機薬品の混合の施設 清涼飲料の原液と清涼飲料剤の調合等の施設	
技術訓練施設		技術訓練施設
季節的に用途が変わる建築物	生産活動を行う時期が季節的である場合で工場建屋の用途が季節的に異なる場合 例) でんぷん製造施設 清酒製造施設	
冷凍施設等	冷凍食品を製造するための冷凍施設等、生産工程を形成する冷凍施設	でき上がった冷凍食品を出荷又は保存のために冷蔵しておく冷蔵施設
養生施設	屋内で養生を行う場合の養生施設	コンクリート製品の屋外の養生場
電気供給業における生産施設	石炭の粉砕機、LNGの気化装置、レギュレーター	発電工程前の原燃料の受入、貯蔵、輸送施設
	発電工程を形成する機械又は装置 ①ボイラー本体 ②再熱器 ③タービン本体 ④復水器本体 ⑤給水ポンプ ⑥給水加熱器 ⑦給水処理装置 ⑧ボイラー水処理装置 ⑨ボイラーに付属する空気予熱器 ⑩蒸気配管 ⑪発電機 ⑫励磁機 等	独立した ①変電施設(主変圧器を含む。) ②開閉所 ③冷却池 ④冷却塔 ⑤取水施設 ⑥受電施設 原子力発電に係わる ①廃棄物貯蔵施設 ②核燃料貯蔵施設 ③淡水源施設(ダム、プール等)
石炭ガスによるガス供給業の生産施設	石炭の粉砕機、混合機及びこれに付属する制御室 ガス製造施設 石炭ガス発生が、消火塔及びこれらに付随する空気圧縮機、押出機、制御室、装炭車、消火車、コークスガイド車、並びにこれらが設置されている区画内になるドライメン等の配管 ガス精製施設 冷却装置、タール排除器(コットレルを含む。)、ガス排送機、硫安回収施設(硫安飽和器、結晶槽、硫酸計量槽、蒸留塔、分離器、その他の補機類)、スクラバー、脱硫施設、ガス軽油回収施設、熱量調節装置等及びこれらが設置されている区画内にある配管 コークス製造施設 炉前ワーク、粉砕装置、ふるい分け装置及び選別装置 タール精製施設 ガス液タール分離槽、タール槽、タール蒸留施設及び付随施設 熱量測定室 コントロールハウス	ガス製造工程前の原料の受入、貯蔵、輸送施設 例) 石炭クレーン、貯炭場、コンベアー等 ガス製造施設 消火水の沈殿層(消火用ポンプを含む。) 沈澱粉処理施設 ガス精製施設 硫酸タンク、硫安の倉庫、脱硫剤の倉庫、洗浄油受入槽、ガス軽油出荷槽 コークス製造施設 屋外ベルトコンベヤ、出荷用の計量施設等、ガスホルダー、ガス供給のための出荷用の圧送機、クーラー、付臭施設及び熱量調節施設の出口移行のガス本管 タール精製施設 ガス液槽、ガス液管
事例	生産施設とする	生産施設としない
原油、ナフサ、LNG、LPGによるガス供給業の生産施設	原油、ナフサによるガス製造の場合 ①ガス発生器 ②増熱器	

	③原料加熱炉 ④蒸気予熱器 ⑤熱交換器 ⑥廃熱ボイラー ⑦Co変成装置 ⑧脱硫施設 ⑨油圧又は水圧等の動力発生装置 ⑩制御室 ⑪送風機 ⑫レリーフホルダー 等 ⑬上記が設置されている区画内にある配管等	
	LNG、LPGによるガス製造の場合 ①ガス発生器 ②熱交換器 ③制御室 ④上記が設置されている区画内にある配管等	
熱供給業における生産施設	ボイラー(蒸気ボイラー、温水ボイラー) ボイラー循環ポンプ 電動駆動冷凍機 蒸気タービン駆動冷凍機 吸収式冷凍機 加圧タンク 蒸気ヘッダー ホットウエルタンク 給水ポンプ 熱交換機	・独立した燃料の受入、輸送、貯蔵の施設 ・灰の搬出、輸送の施設 ・蓄熱槽 ・供給導管等

■面積の測定方法

生産施設の面積は原則として投影法による水平投影面積を測定します。

工場等の建築物が生産施設となる場合には、原則として当該建築物の全水平投影面積となりますが、同一建築物内の原材料若しくは完成品の倉庫、工場全体の管理部門の事務所、食堂等であって、壁で明確に仕切られており、実質的に別の建築物とみなされるものがある場合は、当該床面積を除いた面積となります。

2-2. 緑地

■定 義（規則第3条）

- 1 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であつて、工場または事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの。
- 2 低木または芝その他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る。)で表面が覆われている土地又は建築物屋上等緑化施設。

■事 例

緑地とする	緑地としない
①苗木床、花壇 地面や壁面等に固定されており、容易に移設することができないもの) ②雑草地 植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理されているもの	①野菜畑(＝緑地以外の環境施設) ②温室、ビニールハウス

■面積の測定方法

緑地として区画された、上記に適合する土地又は建築物屋上等緑化施設の面積を測定するものとしませんが、

- 1 樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設で、さく・置石・へい等により区画されているものについては、当該土地又は建築物屋上等緑化施設の区画を緑地面積として測定します。
- 2 樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設で、さく・置石・へい等により区画されていないものについては、外側にある各樹木の幹を直線で結んだ線で囲まれる面積を緑地として測定します。
- 3 一列の並木状に樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設でさく、置石、へい等により区画されていないものについては、両端の樹木間の距離に1㎡を乗じた面積とします。
- 4 単独の樹木については、当該樹冠の水平投影面積を緑地面積として測定します。また、植栽が平均的でない等、面積として算定する範囲が明確でない場合も個々の樹木を単独の樹木として取り扱うものとする。
- 5 低木又は芝その他の地被植物で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積については、当該面積が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積を緑地面積として測定します。
- 6 緑地以外の環境施設が樹木の生育する緑地で囲まれており、かつ緑地の面積が緑地以外の環境施設の面積の2倍程度以上である場合で、緑地以外の環境施設の面積も含めて規則第3条第1号に適合する場合は緑地以外の環境施設の面積も緑地の面積として測定する。
- 7 芝生の中に樹木が生育している区画された土地又は建築物屋上等緑化施設が規則第3条第1号及び第2号の両方に適合する場合は、緑地は当該区画された面積を測定するものとし、区画された面積の2倍とはならない。
- 8 法面(斜面)を緑化した場合の緑地の面積は法面(斜面)の水平投影面積を測定します。

9. 直立壁面において緑化施設を設置した場合の緑地の面積は、緑化しようとする部分の水平延長に1.0メートルを乗じた面積とします。ただし、傾斜した壁面においては、緑化しようとする部分の水平投影面積とします。

2-3. 緑地以外の環境施設

■定 義（規則第4条）

1. 次に掲げる施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）
 - イ. 噴水、水流、池その他の修景施設
 - ロ. 屋外運動場
 - ハ. 広場
 - ニ. 屋内運動施設
 - ホ. 教養文化施設
 - ヘ. 雨水浸透施設
 - ト. 太陽光発電施設（第2条に規定する生産施設に該当するものを除く。次号において同じ。）
 - チ. イからトに掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの
2. 太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの（緑地又は前号に規定する土地と重複するものを除く。）

■事 例

緑地以外の環境施設とする	緑地以外の環境施設としない
①修景施設（噴水、水流、池、施設滝、つき山、彫像、灯籠、石組、日陰たな等の施設） ②屋外運動場 野球場、陸上競技場、蹴球場、庭球場、バスケットボール場、バレーボール場、水泳プール、スケート場、すもう場等（これらに付属する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。） ③広場 休息、散歩、キャッチボール、バレーボール程度の簡単な運動、集会等の総合的な利用に供する、明確に区画されたオープンスペースで、公園的に整備されているもの ④屋内運動施設 体育館、屋内水泳プール、屋内テニスコート、武道館、アスレチックジム等（これらに付属する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。） ⑤教養文化施設 企業博物館、美術館、音楽・演劇ホール教養文化の向上に資することが目的とされ、かつ、その効果が見込まれるもの。 ⑥雨水浸透施設 浸透管、浸透ます、浸透側溝。 ⑧太陽光発電施設 、太陽電池、太陽電池設置器具、パワー コンディショナー及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の機械等 ⑨調整池 美観等の面で公園的な形態をととのえているもの ⑩野菜畑	①駐車場 ②販売目的の自社製品展示施設 ③クラブハウス、研修所等（福利厚生施設をいい、食堂、休けい所を含む。）であって周辺の地域の生活環境の保持に特に寄与するものと認められないもの

■面積の測定方法

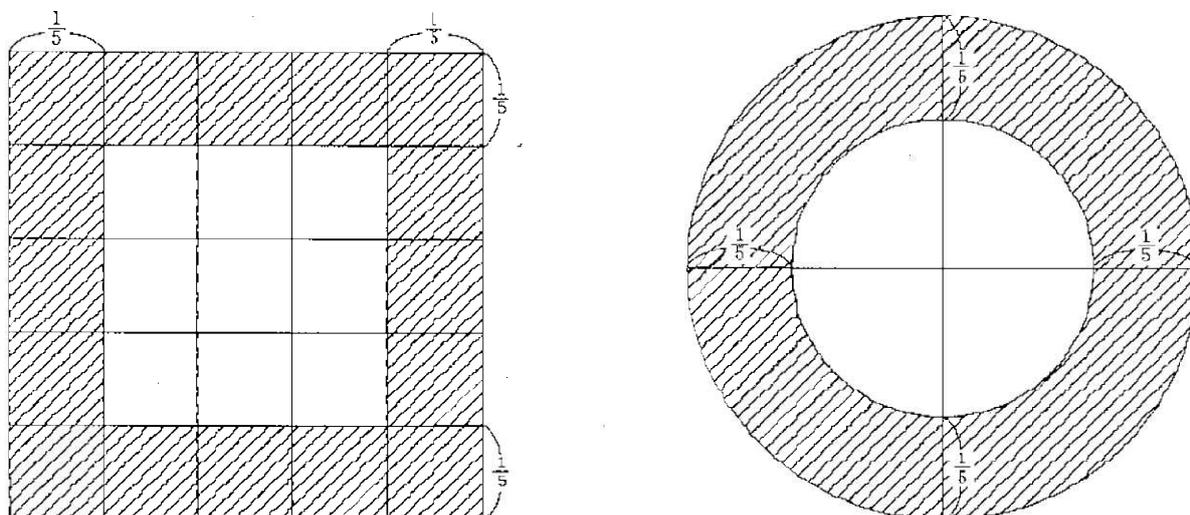
1. 緑地以外の環境施設は、さく、置石、へい等で区画された土地の面積を環境施設面積として測定します。
2. 従業員用の体育館、クラブハウス、温室等はそれ自体は緑地以外の環境施設ではありませんが、緑地に附置され、一体をなしている場合には、体育館等の面積は緑地以外の環境施設の面積として測定します。

■環境施設の配置

環境施設の配置は、製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）が100分の15以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものと定められています。（準則第4条）

準則第4条の敷地の周辺部とは、敷地の境界線から対面する境界線までの距離の $1/5$ 程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線との間に形成される部分をいいます。（運用例規集1-6-1-1）

（例）



準則第4条の周辺の地域の生活環境の保持に最も寄与するようには、住宅、学校、病院等の施設が存在する方向に集中的、重点的に環境施設を配置して環境施設の遮断帯としての機能を最も効果的に発揮させるようにということです。なお、敷地境界線と環境施設との間に、生産施設が設置されている場合は原則として生活環境との保持に寄与していないものとみなします。（運用例規集1-6-1-2）